国立大学法人福島大学情報公開取扱規程

制定 平成16年4月1日

改正 平成 16 年 9 月 21 日 平成 17 年 4 月 1 日 平成 18 年 3 月 31 日 平成 19 年 3 月 30 日 平成 20 年 3 月 18 日 平成 20 年 3 月 31 日 平成 22 年 3 月 31 日 平成 24 年 3 月 13 日

(趣旨)

第1条 福島大学(以下「本学」という。)における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する法人文書をいう。
- 2 この規程において、「部局等」とは、事務局、保健管理センター、地域創造支援センター、総合情報処理センター、総合教育研究センター、うつくしまふくしま未来支援センター、国際交流センター、附属図書館、学群に置かれる各学類、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校をいう。

(受付)

- **第3条** 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、総務課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。
 - 一 本学が保有する法人文書の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。)に対し、福島大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に 資する情報の提供に努めなければならない。
 - 二 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書 (以下「開示請求書」という。)を提出させるとともに、第8条第1項第1号に定め る開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)を徴収するものとする。 この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求をした者(以 下「開示請求者」という。)に参考となる情報を提供し、その補正を求めることがで きる。
 - 三 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受納書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する部局等に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 学長は、法人文書の開示、不開示(以下「開示等」という。)を検討するに当たって、当該法人文書を保有する部局等の長に意見を求めるものとする。

(開示等の決定)

- **第5条** 学長は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。
- 2 学長は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長 するときは、別紙第2号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 3 学長は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く 残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙第3号様式により当該開示 請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、法第12条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等に移送するときは、 別紙第4号様式により当該独立行政法人等に通知するとともに、別紙第5号様式により 当該開示請求者に通知しなければならない。
- 5 学長は、法第13条第1項の規定により事案を他の行政機関の長に移送するときは、 別紙第6号様式により当該行政機関の長に通知するとともに、別紙第7号様式により当 該開示請求者に通知しなければならない。
- 6 学長は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときには、別紙第8号様式又は別紙第9号様式により当該第三者に通知しなければならない。 この場合、第三者からの意見は別紙第10号様式により聴取するものとする。
- 7 学長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第 11号様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 8 学長は、開示等の決定をしたときは、別紙第12号様式又は別紙第13号様式により 当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示の実施方法)

- 第6条 法第15条第1項及び第2項の規定に基づき、文書又は図画の閲覧方法は、それ ぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。
 - 一 文書又は図画(次号から第4号までに該当するものを除く。) 当該文書又は図画 (法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号イに規定するもの)
 - 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
 - 三 写真フィルム当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
 - 四 スライド 当該スライドを専用機器に映写したもの
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。
 - 一 文書又は図画(次号から第4号までに該当するものを除く。) 次に掲げるもの(ロ

及び八に掲げるものにあっては、当該文書又は図面の保存に支障が生ずるおそれが無い場合に限る。)

- イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。) 以下の大きさの用紙に複写したもの(口に掲げるものに該当するものを除く。)。 ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1 判若しくは日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したもの(口に掲げるものに該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
- ロ 当該文書又は図面を複写機により用紙にカラーで複写したもの
- ハ 当該文書又は図面をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(直径120ミリメートルのものでCD-R又はDVD-Rに限る。以下同じ。)に複写したもの
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、A1版、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- 四 スライド 当該フライドを印画紙に印画したもの
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
 - 一録音テープ又は録音ディスクは、次に掲げる方法であって、本学が現に使用している専用機器により行うことができるもの
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを再生したものの聴取
 - ロ 本学が必要と認めた場合には、当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセット テープ(記録時間が120分のものに限る。)に複写したものの交付
 - 二 ビデオテープ又はビデオディスクは、次に掲げる方法であって、本学が現に使用し ている専用機器により行うことができるもの
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを再生したものの視聴
 - ロ 本学が必要と認めた場合には、当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(VHS方式で記録時間が120分のものに限る。)に複写したものの交付
 - 三 前二号以外の電磁的記録は、次に掲げる方法であって、本学がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、必要な結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)により行うことができるもの
 - イ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録をディスプレイ(本学が現に使用している専用機器に限る。)に出

力したものの閲覧又は視聴

- ハ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- 二 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(開示の実施)

- 第7条 学長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙第14号様式又は別紙第15号様式による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第16号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。
- 2 前項の規定により開示を実施するときは、第8条第1項第2号に定める開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)を徴収するものとする。
- 3 法人文書の開示は、原則として総務課において実施するものとする。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により総務課まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。
- 4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総務課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(手数料の額)

- **第8条** 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それ ぞれ各号に定める額とする。
 - 一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書一件につき300円
 - 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書一件につき別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに同表の中欄に掲げる開示の実施方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合計額。以下この号及び次項において「基本額」という。)ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法

人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

- 一 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書
- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、現金、現金書留又は銀行振込により納付しなければならない。
- 4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(開示実施手数料の減額等)

- 第9条 学長は、第8条第1項第2号の規定にかかわらず、法人文書の開示を受ける者が 経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件 につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができ る。この場合、必要に応じて情報公開・個人情報保護委員会に意見を求めるものとする。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条 第3項又は第5項の規定による申し出を行う際に、併せて当該減免又は免除を求める額 及びその理由を記載した別紙第17号様式を提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けて いることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明 する書面を添付しなければならない。
- 4 学長は、開示実施手数料の減免又は免除を決定したときは、別紙第18号様式又は別紙第19号様式により当該開示を受ける者に通知しなければならない。
- 5 第1項の規定によるもののほか、学長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(移送された事案)

第10条 法第12条第2項の規定により他の独立行政法人等から移送された事案及び 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条の2の規定により行政機関の長 から移送された事案についての開示決定等については、第4条から前条までの規定に準 じて行うものとする。

(異議申立て)

第11条 学長は、開示等の決定に対して異議申し立てがあったときは、情報公開・個人

情報保護委員会に意見を求めるものとする。

- 2 学長は、法第18条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、 別紙第20号様式により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するとともに、別紙第2 1号様式により異議申立てをした者(以下「異議申立者」という。)に通知しなければ ならない。
- 3 学長は、異議申立てに対する決定をしたときは、別紙第22号様式により異議申立者 に通知しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附目

この規程は、平成20年3月31日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別 表(第8条第1項第2号関係)

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
ー 文書又は図画 (二の項から四の項 までに該当するもの を除く。)		100 枚までごとにつき 100 円 1 枚につき 100 円に 12 枚までごとに 760 円を加 えた額
	八 複写機により用紙 に複写したものの 交付(二に掲げる方 法に該当するものを 除く。)	用紙 1 枚につき 10 円 (A2 判については 40 円 , A1 判については 80 円)
	ニ 複写機により用紙 にカラーで複写した ものの交付	用紙 1 枚につき 20 円(A2 判については 140 円 , A1 判については 180 円)
	ホ 撮影した写真フィ ルムを印画紙に印画 したものの交付	
	へ スキャナにより読 み取ってできた電磁 的記録をフレキシブ ルカートリッジに複 写したものの交付	
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に当該文書又は図面 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	チ スキャナにより読 み取ってできた電磁 的記録を光ディスク (DVD-R)に複 写したものの交付	1 枚につき 120 円に当該文書又は図面 1 枚ごとに 10 円を加えた額
ニ マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したも のの閲覧	用紙 1 枚につき 10 円
	ロ 専用機器により映 写したものの閲覧	1 巻につき 290 円
	八 用紙に印刷したも のの交付	用紙 1 枚につき 80 円 (A 3 判については 140 円 , A 2 判については 370 円 , A 1 判については 690 円)
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画した ものの閲覧	1 枚につき 10 円
	ロ 印画紙に印画した ものの交付	1 枚につき 30 円 (縦 203 ミリメートル , 横 254 ミリメートルのものについては , 430 円)
四 スライド	イ 専用機器により映 写したものの閲覧	1 巻につき 390 円

第3編 庶務 (国立大学法人福島大学情報公開取扱規程)

	ロ 印画紙に印画した ものの交付	1 枚につき 100 円 (縦 203 ミリメートル , 横 254 ミリメートルのものについては , 1,300 円)
五 録音テープ(九の項に該当するものを		1 巻につき 290 円
除く。)又は録音ディ スク	ロ 録音カセットテー プに複写したものの 交付	1 巻につき 430 円
六 ビデオテープ又は ビデオディスク	イ 専用機器により再 生したものの視聴	1 巻につき 290 円
	ロ ビデオカセットテ ープに複写したもの の交付	1 巻につき 580 円
項又は六の項に該当	イ 用紙に出力したも のの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
するものを除く。)	ロ 専用機器により再 生したものの閲覧又 は視聴	1ファイルにつき 410円
	ハ 用紙に出力したも のの交付	用紙 1 枚につき 10 円
	ニ 用紙にカラーで出 力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ホ フレキシブルディ スクカートリッジに 複写したものの交付	=
	へ 光ディスク(CD -R)に複写したも のの交付	
(4) +	ト 光ディスク(DV D-R)に複写した ものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額

備考

一の項八若しくは二 ,二の項八又は七の項八若しくは二の場合において ,両面印刷の用紙を用いるときは , 片面を一枚として額を算定する。

別紙第1号様式(第3条第2号関係)

法人文書開示請求書

平成 年 月 日

										1 7-2	•	•	, ,	
玉	立大学法丿	人福島	計大学	2		殿								
		氏名	3又は	(名称:	(法人そ	の他の団	体にあ [・]	っては	はその	名称及	なび代素	表者のE	氏名)	
		住所	「又は	居所:	 (法人そ	の他の団	体にあっ	っては	t主た	る事務	8所等(の所在均	也)	
		₹					TEL						_ ,	
		 連	絡	先:(連	終先が	 上記の本人			連絡		の住所	・氏名	・雷話番号	—— ≧)
		~		,,,,,			TEL	()					_ ,
									,					
独	は立行政法人	乀等σ.	保有	する情	報の公	開に関す	する法律	聿第 4	4 条	第 1 項	の規	定に基	づき、	下
記の	とおり法丿	事文 人	の開	示を請	求しま	す。								
						記								
1	請求する法	文人去	て書の	名称等										
	(請求する)		書が特	定できる	よう、法	人文書の	名称、請 ^求	求する	文書(の内容等	手をでき	るだけ	具体的に	記載
	してください	(1 ₀)												
2	求める開え	下の 実	€施の	方法等	(本欄の	記載は任意	意です。))						
	ア又はイに [印を付	してく	ださい。	アを選打	Rされた場	合は、そ	の具体	≛的な	方法等	を記載	してくた	ごさい 。	
	ア事務	8所に	おける	5開示の	実施を希	6望する。								
	<実施				覧)交付	7	その他	h ()
	< < 実施								- 07 10					_
	-													—
	イ 写し	の送	付を看	6望する。)									
			11											
	開示請求		*	1目 4	2	金書留又	计銀行	振认	i:	· 1)幼女	(, 7	ーくだ	さい	
	(1件30	00円))	ىد نا <i>رح</i>	ヒ、 かしょ		10 EK]	JIK 22	IC 6	ייט אריי	13 0 0	. \ /C \	_ 0 10	
		_ 188 . 1												
	* = 0	り欄は	記入し	しないで	ください	.1.								
	担当													
	<i>,</i>													
	備考													
	MH 75													

第3編 庶務 (国立大学法人福島大学情報公開取扱規程)

「法人文書開示請求書」 裏面又は別添

<記載に当たっての注意事項>

1 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所、法人その他の団体の場合にあっては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。

ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。

連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

2 「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

3 「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等を できる限り具体的に記載してください。

4 「求める開示の実施の方法等」

請求される法人文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

< 開示請求手数料の納付について >

開示請求を行う場合には、1件の法人文書について300円を納付していただくこととなっています。

開示請求手数料は、現金、現金書留又は銀行振込により納付してください。 なお、詳細については、担当までお問い合わせください。 別紙第2号様式(第5条第2項関係)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

開示決定等の期限の延長通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人福島大学印

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立 行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決 定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

別紙第3号様式(第5条第3項関係)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

開示決定等の期限の特例規定の適用通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人福島大学印

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立 行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 1 1 条の規定(開示決定等の期限の特 例)を適用することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称等
- 2 規則第11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとした理由

3 開示決定等する期限

(月日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。)

月 日()

別紙第4号様式(第5条第4項関係)

 第
 号

 平成
 年
 月
 日

開示請求に係る事案の移送通知書

(他の独立行政法人等) 殿

国立大学法人福島大学印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係 る法人文書名	
請求者名等	氏名:住所:電話番号:
添付資料等名	
備考	

<連絡先>

別紙第5号様式(第5条第4項関係)

 第
 号

 平成
 年
 月
 日

開示請求に係る事案の移送通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人福島大学印

平成 年 月 日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、通知します。

記

開示請求に係 る法人文書名		
移送年月日	平成 年 月 日	
移送先の独立 行政法人等	独立行政法人等 (連絡先) 担当部課室名: 担当者名: 所在地: 電話番号:	
移送の理由		
備考	 1 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等が行うことになります。 2 複数の独立行政法人等に移送が行われた場合(自らも開示決定等を行う場合を含む。)には、開示実施手数料からの開示請求手数料相当額の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取ることとなります。 	

別紙第6号様式(第5条第5項関係)

 第
 号

 平成
 年
 月
 日

開示請求に係る事案の移送通知書

(他の行政機関の長) 殿

国立大学法人福島大学印

平成 年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係 る行政文書名	
請求者名等	氏名: 住所: 電話番号:
添付資料等名	
備考	

<連絡先>

別紙第7号様式(第5条第5項関係)

 第
 号

 平成
 年
 月
 日

開示請求に係る事案の移送通知書

樣

(開示請求者)

国立大学法人福島大学印

平成 年 月 日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第1項の規定により、通知します。

記

開示請求に係 る行政文書名		
移送年月日	平成 年 月 日	
移送先の行政 期間の長	行政機関の長 (連絡先) 担当部課室名: 担当者名: 所在地: 電話番号:	
移送の理由	电动笛写。	
備考	1 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の 行政機関の長が行うことになります。 考 2 複数の行政機関の長に移送が行われた場合(自らも開示決定等を行う場合を含む。)には、開示実施手数料からの300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた行政文書に係る開示実施手数料か順次控除措置を取ることとなります。	

別紙第8号様式(第5条第6項関係)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

EП

法人文書の開示請求に関する意見照会書

(第三者) 様

国立大学法人福島大学

(あなた、貴社等)に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは、同封の「法 人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御意見がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記法人文書に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限

月 日()

別紙第9号様式(第5条第6項関係)

 第
 号

 平成
 年
 月
 日

法人文書の開示請求に関する意見照会書

(第三者) 様

国立大学法人福島大学

印

(あなた、貴社等)に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第14条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記法人文書に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
- 6 意見書の提出期限 月 日()

別紙第10号様式(第5条第6項関係)

平成 年 月 日

法人文書の開示に関する意見書

国立大学法人福島大学

殿

氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号

平成 年 月 日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

- 1 照会のあった法人文書の名称
- 2 意 見
 - (1)上記法人文書の開示による支障(不利益)の有無
 - (2)支障(不利益)の具体的内容

別紙第11号様式(第5条第7項関係)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

法人文書の開示決定通知書

(反対意見書を提出した第三者)

樣

国立大学法人福島大学

ΕIJ

(あなた、貴社等)から平成 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した法人文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日

<担当>

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に本職に対して異議申立てをすることができます。

第3編 庶務 (国立大学法人福島大学情報公開取扱規程)

別紙第12号様式(第5条第8項関係)

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

法人文書開示決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人福島大学

ΕIJ

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する法人文書の名称
- 2 不開示とした部分とその理由
 - * この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本職に対して異議申立てをすることができます。
- 3 開示の実施の方法等
 - (1)開示の実施の方法等 *裏面(又は同封)の説明事項をお読みください。

法人文書の 種類・数量 等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体につ いて開示の実施を 受けた場合の基本 額

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
- (3)写しの送付を希望する場合の準備日数及び郵送料(見込み額)
- 4 担 当

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100 頁ある文書について冒頭の10 頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10 頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30 日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「4 担当」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料(郵便切手)が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1)手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算出方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合計額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

- 150頁ある法人文書を閲覧する場合:
 - 100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料
- 150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合:

用紙 1 枚につき 1 0 円 \rightarrow 基本額 1,5 0 0 円 \rightarrow 手数料は 1,2 0 0 円 1 5 0 頁ある法人文書のうち 1 0 0 頁を閲覧し、1 0 頁について写しの交付を受ける場合 (残りの 4 0 頁は開示を受けない):

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額100円 = 計200円 →手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3)手数料の納付

開示実施手数料は、現金、現金書留又は銀行振込により納付してください。

3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、本職に対して異議申立てをすることができます。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、 ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。 別紙第13号様式(第5条第8項関係)

 第
 号

 年
 月

 日

法人文書不開示決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人福島大学
印

平成

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した法人文書の名称
- 2 不開示とした理由
 - * この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本職に対し異議申立てをすることができます。

別紙第14号様式(第7条第1項関係)

平成 年 月 日

法人文書の開示の実施方法等申出書

国立大学法人福島大学

殿

氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、 下記のとおり申出をします。

記

1 法人文書開示決定通知書の番号等

*日 付 文書記号番号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに 印を付してください。

٠,	KIS DICINE WITH CRE	3,, O, H,, —	, 0 0 17 10 11	C13 O C (/C C V · 6	
*	行政文書の名称	種類・量	実施の方法		
			1	全部 一部()
			2	全部 一部 ()
			3	全部 一部()

- 3 開示の実施を希望する日
- 4 「写しの送付」の希望の有無 (有 :同封する郵便切手の額 円)

開示実施手数料	現金、現金書留又は銀行振込により納付してください。	
---------	---------------------------	--

別紙第15号様式(第7条第1項関係)

平成 年 月 日

法人文書の開示の実施方法等申出書

国立大学法人福島大学 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

法人文書開示決定通知書(平成 年 月 日付け 第 号)により通知のありました法人文書について、既報のとおり開示を受けるので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、申出をします。

開示実施手数料

開示実施手数料 <u>円</u> 現金、現金書留又は銀行振込により納付してください。

写しの送付による場合:同封する郵便切手の額 円分

別紙第16号様式(第7条第1項関係)

平成 年 月 日

法人文書の更なる開示の申出書

国立大学法人福島大学 殿

氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、 下記のとおり申出をします。

記

- 1 更なる開示を求める法人文書の名称
- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号(平成 年 月 日付け 第 号)
- 3 最初に開示を受けた日
- 4 更なる開示の実施の方法等

(福島大学における開示の実施を受ける場合、その希望日)

(写しの送付を希望する場合は、その旨)

* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

開示実施手数料

現金、現金書留又は銀行振込により納付してください。

別紙第17号様式(第9条第2項関係)

平成 年 月 日

開示実施手数料の減額(免除)申請書

国立大学法人福島大学

殿

氏名又は名称 住所又は居所 連絡先電話番号

下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額(免除)を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

(開示決定通知書の日付・番号:)

- 2 減額(免除)を求める額
- 3 減額(免除)を求める理由

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) 第 1 1 条第 1 項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

その他

- (注) 又は のいずれかに 印を付してください。
 - に を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
 - に を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を 添付してください。

別紙第18号様式(第9条第4項関係)

第 号

平成 年 月 日

開示実施手数料の減額(免除)決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人福島大学印

平成 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額(免除)申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、減額(免除)することとしましたので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称:

開示の実施方法:

2 開示実施手数料を減額(免除)する額

別紙第19号様式(第9条第4項関係)

第 号

平成 年 月 日

開示実施手数料の減額(免除)に関する通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人福島大学印

平成 年 月 日付けの開示実施手数料の減額(免除)申請について、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額(免除)理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称:

開示の実施方法:

- 2 減額(免除)を求める開示実施手数料の額
- 3 減額(免除)が認められない理由等

第3編 庶務 (国立大学法人福島大学情報公開取扱規程)

別紙20号様式(第11条第2項関係)

諮 問 書

第 号

平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立大学法人福島大学

印

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定の基づく開示決定等について、別紙のとおり、不服申立てがあったので、同法第18条の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 不服申立てに係る法 人文書の名称	
2 不服申立てに係る開 示決定等 (開示決定等の種類) 開示決定 部分開示決定 (該当不開示条項) 不開示決定 (該当不開示条項)	(1)開示決定等の日付、記号番号(2)開示決定等した者(3)決定の概要
3 不服申立て (不服申立ての種類) 審査請求 異議申立て	(1)不服申立日(2)不服申立人(3)不服申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	法人文書開示請求書(写し) 法人文書開示決定等通知書(写し) 不服申立書(写し) 理由説明書 その他参考資料(第三者からの反対意見書等)

- (注) 1 2の(開示決定等の種類)については、該当する開示決定等の をチェック すること。また、部分開示決定又は不開示決定の場合は、該当不開示条項(規則第4条各号、第7条又は文書不存在)を記載すること。
 - 2 3の(不服申立ての種類)については、該当する不服申立ての をチェック すること。
 - 3 4の(諮問の理由)については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

別紙21号様式(第11条第2項関係)

第 号

年 月 平成 \Box

情報公開・個人情報保護審査会への諮問通知書

(不服申立人) 樣

国立大学法人福島大学

ΕIJ

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定の基づく開示決定等 に対する次の不服申立てについて、同法第18条の規定により情報公開・個人情報保護 審査会に諮問したので、同法第19条の規定により通知します。

1 不服申立てに係る行 政文書の名称	
2 不服申立てに係る開 示決定等	
3 不服申立て (不服申立ての種類) 審査請求 異議申立て	(1)不服申立日 (2)不服申立ての趣旨
4 諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・平 諮問 号

- (注)1 「2 不服申立てに係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・ 記号番号、開示決定等した者、開示決定等の種類(開示決定、部分開示決定又 は不開示決定)を記載すること。
 - 2 3の(不服申立ての種類)については、該当する不服申立ての をチェック すること。
 - 3 4の「諮問番号」は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

別紙22号様式(第11条第3項関係)

 第
 号

 平成
 年
 月
 日

不服申立てに対する決定通知書

(不服申立人) 樣

国立大学法人福島大学印

平成 年 月 日付けで不服申立てのありました件については、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 不服申立てに係る 法人文書の名称	
2 不服申立てに係る 開示決定等	
3 不服申立てに対する決定の理由	